



ふれ愛
ネットワーク

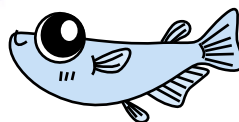
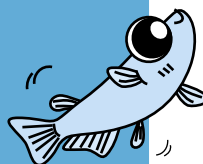
No.449

広 報

2006年5月1日発行
高知県日高村広報編集委員会

2006

5月号
(皐月)



4月7日(金) 新入生39名を迎え、日高中学校の入学式がおこなわれました。
新入生紹介のあと対面式と吹奏楽部による歓迎演奏がありました。

今月の主な内容



●日高村議会選挙結果…… 2



●平成18年度事務分担表… 4



●国民年金 …………… 6



●information…………… 8



●ひだか俳壇・俳句教室コスモス …11



●机からの風景 ……………12



日高村議会議員選挙開票結果

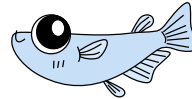
4月16日(日)に行われた日高村議会議員の選挙結果をお知らせいたします。
なお、得票数が同数の場合は、届出順によります。

定数	立候補者数(人)	当日有権者数(人)	投票者数(人)	有効票	無効票	投票率(%)
10	12	5,113	4,057	4,028	29	79.35

当選	西川 龍子 (534票)	①加茂	②学童保育指導	③公明党	④59歳
当選	横山 泰昌 (374票)	①本郷	②葬祭業	③無所属	④58歳
当選	尾崎 政廣 (374票)	①下分	②自営業	③無所属	④58歳
当選	野村 重夫 (367票)	①下分	②団体役員	③日本共産党	④56歳
当選	森下 芳文 (344票)	①本郷	②無職	③無所属	④63歳
当選	岡本 光男 (339票)	①能津	②農業	③無所属	④56歳
当選	戸梶 昭澄 (332票)	①本郷	②農業	③無所属	④70歳
当選	正岡 明 (298票)	①加茂	②農業	③無所属	④57歳
当選	壬生 豊秀 (295票)	①能津	②農業	③無所属	④56歳
当選	西森 和 (279票)	①本郷	②自営業	③無所属	④67歳
次点	谷本 良彦 (253票)	①本郷	②無職	③無所属	④63歳
	大藤 時義 (239票)	①下分	②農業	③無所属	④56歳

《①地区名 ②職業 ③党派 ④年齢》

入学おめでとう



加茂小学校 (26名)



能津小学校 (3名)



日下小学校 (34名)



Village Topics

加茂中学校

転入



柴岡 和生校長

片山正仁前校長の後任として、この4月から加茂中学校に赴任しました柴岡和生です。保護者・地域の皆様方のご理解・ご支援をいただきながら、教職員と共に生徒たちの夢と希望が叶えられるように教育活動を展開してまいります。よろしくお願いいたします。



中野 恭教諭

4月の教員異動で土佐市立戸波中学校より転任してきました。加茂中学校では美術と技術を担当します。子どもたちといっしょにものづくりを通して豊かでやさしい気持ちを育てていきたいと思っています。わからないことばかりですが一生懸命がんばっていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

転出

片山 正仁 校長 県教育委員会へ
竹村 祐子 教諭 日高中学校へ

日高中学校

転入



竹村 祐子教諭

この度、加茂中学校より赴任して参りました竹村です。学校は替わりましたが、引き続き日高村でお世話になることを大変うれしく思っています。日高村の子どもたちのために、精一杯がんばるつもりですので、どうぞよろしくお願いいたします。



片山 妙教諭

久礼中学校から赴任してきました。この春入学した1年生の学級担任と国語を担当させて頂いています。元気いっぱいの中学生に会うのを楽しみに通ってきています。どうぞよろしくお願いいたします。



吉田 マリア講師

西部中学校から赴任してきました講師の吉田マリアです。1年間という限られた期間ですが、子どもたちと沢山コミュニケーションを持ち、サポートしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

転入

寺田由美子 用務

転出

山本 多江 教諭 土佐南中学校へ
井上 浩子 教諭 仁淀中学校へ
伊藤 乃 教諭 佐川中学校へ
山下 千寿 教諭 介良中学校へ
馬詰 敦 講師 窪川中学校へ
須藤 静 用務 日下小学校へ

地域支援企画員（元気応援団）

武田 和志

県の地域支援企画員として日高村駐在となりました武田です。



この4月から企画課に席をかまえ、日高村の元気応援団として仕事をしています。日下小学校で7年、教育委員会で地域教育指導主事として3年お世話になった経験を生かして、大好きな日高村の地域づくりのお手伝いができればと考えています。多くの人と出会い、日高村のすばらしさをもっともっと学び、日高村のためにがんばりますので、よろしくお願いいたします。

教職員紹介

日下小学校

転入



青木 和香教諭

子どもらしく元気一杯の日下っ子たちに会えて、わくわくしています。日高はのどかで大好きなところですよ。

今まで通り《全力》《誠実》をモットーに子どもにふつかり、共に伸びていけるように頑張りたいと思っています。

転入

須藤 静 用務

転出

宮川 孝子 教諭 宇佐小学校へ
西森 厚子 教諭 越知小学校へ
岩本 博道 教諭 多ノ郷小学校へ
横川 理水 講師 高岡第二小学校へ
西 裕子 用務 能津小学校へ

加茂小学校

転入



矢野 賀子教諭

須崎市の上分小学校から転任してきました。

明るく元気な子どもたちと仲良く楽しく過ごしたいと思います。保護者の方や地域の方にいろいろと教えていただいたり、お力をお借りすることも多々あるうかと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

転出

藤田 真千 教諭 高岡第二小学校へ
難波江明美 教諭 高知大付属小学校へ

能津小学校

転入



西村 幸美講師

須崎小学校から転入してまいりました。能津小学校の子どもたちとの関わりを大切にしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



馬場 紀子臨時事務職員

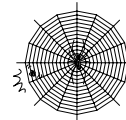
能津小のみなさんが元気で楽しく快適に過ごせるように、共に楽しみながら頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

転入

西 裕子 用務

転出

松下 香 講師
藤原 幸子 臨時事務職員
下元恵美子 用務員



平成18年度事務分担表

平成18年 4月 1日現在

課 名	係 名	職 名	氏 名	職務内容
健康福祉課	東 部 館	館 長	山中 鶴幸	福祉館運営管理・生活相談業務 サービス事業・移送サービス
	福 祉 館	主 幹	安部 拓大	
	西部福祉館	館長(兼)	山中 鶴幸	
	東部児童館	館長(兼)	山中 鶴幸	
建設課		課 長	杉本 勇	砂防・急傾・生活道資材補助 小規模土地改良事業
		課長補佐	川村 正仁	
	用地管理係	主監兼係長	前田巳千子	
		主監兼係長	大川内慎治	
	土 木 係	主 事	西村 篤史	
		主 事	尾崎 誠一	
産業振興課		主 幹	西森 稔	水道施設・管理・水道料
		課 長	寺田幸次郎	
		課長補佐	森下 純男	
	産業振興係	主 幹	森田 生	
		係 長	森下 和知	
	地 籍 係	主 幹	藤岡 明仁	
農業委員会事務局		主 幹	松本 直久	地籍調査事業
		主 事	戸梶 泰彰	
		局長(兼)	寺田幸次郎	
		次長(兼)	森下 純男	
		局員(兼)	森田 生	
		教 育 長	金子 真也	
教育委員会		次 長	森下 輝夫	教育全般
		係 長	坂本 昭	
	社 会 係	主 幹	前田 修平	
		主 幹	谷口 美恵	
	学 校 教 育 係	主 事	大平 師也	
		研修指導員	永野 敬	
	日高中学校	技 幹	寺田由美子	
	日下小学校	技 幹	須藤 静	
	能津小学校	技 幹	西 裕子	
		所長(兼)	金子 真也	
	給 食 センター	技 幹	隅田恵美子	
		技 幹	下元 和子	
選挙管理委員会事務局		技 幹	矢野 鈴子	学校教育指導
		技 幹	山内 浩江	
	補 導 センター	所長(兼)	金子 真也	
		専門職	野村 宇嗣	
	教 育 相 談 所	所長(兼)	金子 真也	
		相 談 員	西 祐幸	
		書記(兼)	戸梶 真幸	
		書記(兼)	鎮西 幹	
		書記(兼)	鎮西 幹	
		書記(兼)	鎮西 幹	
		書記(兼)	鎮西 幹	
		書記(兼)	鎮西 幹	

課 名	係 名	職 名	氏 名	職務内容
出 納 室		村 長	中野 益隆	出納・物品管理・共済・決算事務
		助 役	森下 正敏	
		室 長	井上 健一	
	出 納 係	主 幹	安岡 里佳	
議会事務局	事 務 局	局 長	山本 秀昭	議会関係事務・監査事務
		主 幹	青木 史	
		課 長	戸梶 真幸	
		課長補佐	鎮西 幹	
総 務 課		課長補佐	戸梶正一郎	選挙・人事文書・物品購入・防犯灯・町村会
		課長補佐	鎮西 幹	
		課長補佐	戸梶正一郎	
		課長補佐	鎮西 幹	
		課長補佐	鎮西 幹	
		課長補佐	鎮西 幹	
		課長補佐	鎮西 幹	
		課長補佐	鎮西 幹	
		課長補佐	鎮西 幹	
		課長補佐	鎮西 幹	
		課長補佐	鎮西 幹	
		課長補佐	鎮西 幹	
企 画 課		主 幹	岡林 貴志	工事の入札・契約・検査・消防防災・行財政改革
		主 幹	山崎 明	
		主 幹	隅田 静	
		主 幹	今井 明秀	
		主 幹	山本 奈央	
		主 幹	前田 三紀	
		主 幹	中村 幸広	
		主 幹	中山 京子	
		主 幹	藤田 浩	
		主 幹	大川 清弘	
		主 幹	井上 哲英	
		主 幹	坂東 隆一	
税 務 課		課長補佐	藤本 正子	住民税(個人・法人) 固定資産税(土地・家屋・償却資産) 軽自動車税・たばこ税 国民健康保険・介護保険料 国民年金・老人医療
		課長補佐	森下 浩明	
		課長補佐	森本 順子	
		課長補佐	須田 由香	
		課長補佐	大川 健輔	
		課長補佐	谷本 勲	
		課長補佐	片岡 信次	
		課長補佐	片岡 信次	
		課長補佐	片岡 信次	
		課長補佐	片岡 信次	
		課長補佐	片岡 信次	
		課長補佐	片岡 信次	
健 康 福 祉 課		主 監	中岡 静香	保育事務・学童保育事業・病児保育事業・母子家庭医療事業・乳幼児福祉医療事業・幼児医療助成事業・児童手当事業・生活保護・民生委員 他
		係 長	前田 孝治	
		係 長	谷脇 昌子	
		係 長	谷脇 昌子	
		係 長	谷脇 昌子	
		係 長	谷脇 昌子	
		係 長	谷脇 昌子	
		係 長	谷脇 昌子	
		係 長	谷脇 昌子	
		係 長	谷脇 昌子	
		係 長	谷脇 昌子	
		係 長	谷脇 昌子	

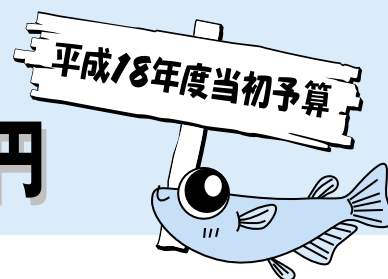
各課への直通ダイヤル



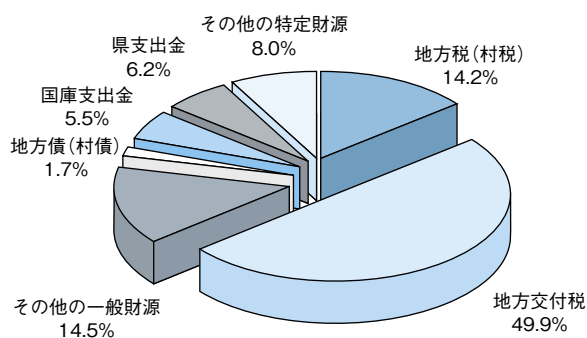
役場総務課(代表)	本郷61-1	24-5111
出 納 室	〃	24-5111
税 務 課	〃	24-5112
企 画 課	〃	24-5113
建 設 課	〃	24-5114
教 育 委 員 会	〃	24-5115
議 会 事 務 局	〃	24-7777
産 業 振 興 課	〃	24-4647
健 康 福 祉 課	沖名23	24-7851
子育て支援センター	〃	24-5665
能 津 出 張 所	本村64	24-5141
東 部 福 祉 館	下分1672	24-5440
東 部 児 童 館	下分1297	24-5604
西 部 福 祉 館	本郷3492-3	24-4136
土 地 改 良 区	本郷200-7	24-5202
土 地 開 発 公 社	〃	24-5331



平成18年度 一般会計予算 28億1,636万円



平成18年度一般会計歳入の性質別内訳

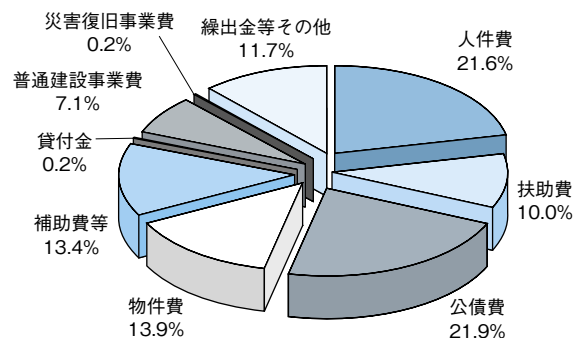


歳入(用語解説)

単位: 万円

	予算額	対前年度比	解 説
地方税(村税)	40,028	△ 2.0%	村に課税権があり、村内にお住まいの方や企業等から支払われるもの(村民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税など)
地方交付税	140,479	△ 0.4%	全ての地方公共団体が一定水準の行政サービスを確保できるよう国から交付されるもの
その他の一般財源	40,879	△ 30.5%	本来地方税に属すべき財源をいったん国税として徴収し、地方公共団体へ譲与される地方譲与税や、地方消費税の一定割合が交付される地方消費税交付金、財源不足に対処するための特例的な臨時財政対策債など
地方債(村債)	4,910	△ 23.8%	村が道路整備事業などの大きな事業を行う財源として長期間借り入れるもの
国庫支出金	15,400	△ 26.9%	道路整備事業など特定の行政目的の財源として国から交付されるもの
県支出金	17,524	15.4%	道路整備事業など特定の行政目的の財源として県から交付されるもの
その他の特定財源	22,416	8.0%	保育料など、特定の事業について利益を受ける方から徴収する負担金や、特定の目的のために基金等から入る繰入金など

平成18年度一般会計歳出の性質別内訳



歳出(用語解説)

単位: 万円

	予算額	対前年度比	解 説
人件費	60,880	△ 5.0%	議員・職員等に対して、勤労の対価、報酬として支払われる経費
扶助費	28,227	4.2%	社会保障制度の一環として、児童手当、乳児・老人・重度心身障害者等の医療費などに要する経費
公債費	61,578	△ 8.3%	村債を返済するための経費
物件費	39,229	5.4%	臨時職員への賃金や消耗品費、委託料、備品購入費など消費的性質を持つもの
補助費等	37,676	△ 7.4%	各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などに支払われる経費
貸付金	576	21.5%	奨学資金で貸付にかかる経費
普通建設事業費	19,990	△ 32.1%	道路や学校など社会資本の整備に要する投資的な経費
災害復旧事業費	553	△ 90.7%	災害復旧など社会資本の整備に要する投資的な経費
繰出金等その他	32,927	2.4%	一般会計から国民健康保険などの特別会計に支出される繰出金や施設を補修する維持修繕費、出資金など

全会計トータルは

54億1,399万円

各特別会計予算額

住宅新築資金等特別会計	4,113万円
国民健康保険特別会計	7億3,194万円
老人保健特別会計	10億4,792万円
簡易水道特別会計	1億6,554万円
介護保険特別会計	6億1,110万円

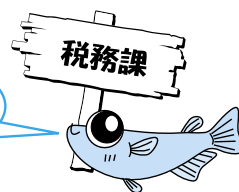
歳入に見合った適正な歳出規模を堅持し、これまで以上に財政危機への認識を一人ひとりの職員が共有するとともに、村民と向き合う村政を実現するため、人員や予算の両面から村の役割や仕事の進め方を徹底的に見直し、公共サービスのあり方や村役場の仕組みの再構築等、一層の行財政改革を進めます。

平成18年度予算が3月定例議会でも可決されました。平成15年度より連年の緊縮予算を強いられる中、一般会計の総額は、28億1,636万円、前年度当初予算額(30億4,245万円)と比較して7.4%の減となりました。

その主な要因として、歳入に関しては、三位一体の改革に代表される国の行財政改革の影響などにより、地方交付税などの一般財源や基金残高が減少していること等があげられます。

これにより歳出面においては、社会資本の整備に要する投資的な経費である普通建設事業費や、主な財源が一般財源である補助費等で予算の削減が行われた一方、国の制度により村が負担しなければならない扶助費が増額されるといった予算編成となりました。

こうした厳しい財政状況の中、本村が将来にわたって主要村道の改良や社会福祉施策の推進など持続的で安定的な行政サービスを提供していくために、事務事業や組織と定数の抜本的な見直しなど、更なる行財政のスリム化と質的向上を図らなければなりません。財政状況は今後更に厳しくなるものと予測されますので、



◎国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。
◎国民年金保険料の支払いは、便利でお得な『口座振替』をご利用ください。

一国民年金一

お問い合わせは 24-5112

学生のみなさんには「学生納付特例制度」があります

「学生納付特例制度」は、在学期間中の国民年金保険料を社会人になってから納付することができるとの制度です。

保険料の未納があると、万が一のときに障害基礎年金等が受けられなくなる場合がありますが、「学生納付特例制度」の承認を受けた期間は未納の取扱いとはなりませんので、万が一のときにも安心です。

《対象者》

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等^{※1}に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が18万円以下^{※2}の方

※1：夜間・定時制課程や通信制課程も含まれます。

※2：扶養親族等がいる場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます。

《承認期間》

平成18年4月から平成19年3月まで

《承認を受けた期間は…》

障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

老齢基礎年金の受給資格期間（25年以上納付）にも算入されますが、金額には反映されません。

10年以内であればさかのぼって納付（追納）できますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも、卒業したら追納するようにしましょう。

※承認を受けた年度の翌々年度を越えて追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

《申請手続き》

お住まいの市町村役場・国民年金担当窓口にてお早めに申請してください。

申請は毎年度必要です（前年度に承認を受けていた方も、引き続き学生の場合は再度申請が必要です）。申請が遅くなると、万が一の時に障害基礎年金等が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

○申請に必要なもの：年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑（本人署名の場合は不要）など

※学生以外の方には、「若年者納付猶予制度」や「申請免除制度」があります。詳しくはお近くの社会保険事務所までご相談ください。

平成18年度の年金額は0.3%引き下げとなります

公的年金は、貨幣価値を損なわないようにするために、前年平均の全国消費者物価指数に連動して翌年度の年金額を改定することとなっています。

平成18年度の年金額は、平成17年平均の全国消費者物価指数が対前年マイナス0.3%であったため、これに合わせて0.3%引き下げとなります（満額の老齢基礎年金の場合、月額200円引き下げ）。

新しい年金額は平成18年4月分から適用されますので、6月の定期支払分（4月分・5月分）から受給額が変更となります。

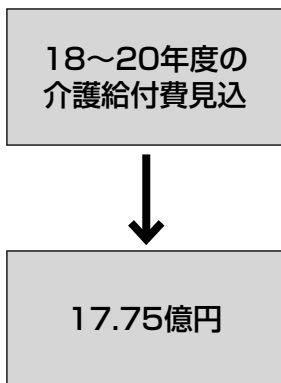
平成18年度から65歳以上の方の介護保険料が改定されます

65歳以上の方の介護保険料は3年に1度改定されることになっており、平成18年度がその改定の年にあたります。保険料の額は、平成18年度から20年度までの3年間に提供される介護サービス費用の見込みに基づき、保険給付に要する約19%を65歳以上の方の人数で割った額が基準となります。

日高村では、平成18年2月末現在総人口に占める65歳以上の割合が29.1%と予想を上回るペースで高齢化が進んでおり、要介護・支援認定者数は12年4月の232人と比べて1.68倍に増加しています。

認定者数の増加により、サービス利用者数も増加することを踏まえ、サービス量の見込みについては国や県が示した試算方法などにより、以下のとおり介護給付費を見込み保険料を算出しました。

◎平成18年度から20年度の介護給付に要する費用の見込



◎所得に応じた保険料の額

日高村では、保険料段階は、これまで所得階層に応じて5段階と設定してきましたが、国等



において、所得段階を多段階化し、低所得者層の保険料の減額を図る方策が示されました。

今回、この考え方に基づき、これまでの「第2段階」を所得状況に応じてさらに分割し、保険料段階について6段階に設定することとしました。又、平成17年度税制改正については、高齢者の非課税措置の廃止について、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置があり、介護保険においても、4段階・5段階の方については、平成18年度から2年間激変緩和措置により基準額に対する率の変更があります。

*介護保険における激変緩和措置の対象者とは、

- ①平成17年度税制改正により、市町村民税非課税者から課税者となり、保険料段階・利用者負担段階が上昇した者↓市町村民税で経過措置の対象とされた者を対象
- ②世帯主又は世帯員が平成17年度税制改正により新たに課税者となったことにより、「市町村民税世帯非課税者」から「市町村民税本人非課税者」となり、保険料段階利用者負担段階が上昇した者

			割 増			
軽 減		世帯住民税非課税の方 軽減される方	本人住民税非課税の方 で世帯員に住民税 課税されている方	本人が住民税を納めている方		
				割増される方		
平成15年度 ゝ 平成17年度	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
	生活保護の受給者、 老齢福祉年金受給者 (住民税世帯非課税)	世帯全員が住民税非課税	本人が住民税非課税で 世帯員に住民税課 税されている方	本人が住民税課税で 合計所得金額200万 円未満	本人が住民税課税で 合計所得金額200万 円以上	
	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5	
保険料額(年額)	25,200円	37,800円	50,400円	63,000円	75,600円	
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓						
平成18年度 ゝ 平成20年度	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
	生活保護の受給者、 老齢福祉年金受給者 (住民税世帯非課税)	世帯全員が住民税非 課税で、合計所得金 額＋課税年金収入額 が80万円以下の人	世帯全員が住民税非 課税で第2段階以外 の人	本人が住民税非課税 で世帯員に住民税課 税されている方	本人が住民税課税で 合計所得金額200万 円未満	本人が住民税課税で 合計所得金額200万 円以上
	基準額×0.5	基準額×0.6	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5
保険料額(年額)	28,800円	34,560円	43,200円	57,600円	72,000円	86,400円

細分化した新第2段階対象者の基準額に乗じる割合

平成18年度	平成19年度	平成20年度
0.6	0.55	0.5

激変緩和措置対象者(※)の基準額に乗じる割合

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第4段階			1.00
税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置の対象者	0.66	0.83	
税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置の対象者	0.66	0.83	
税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置の対象者	0.83	0.91	
税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く	1.00	1.00	
第5段階			1.25
税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置の対象者	0.75	1.00	
税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置の対象者	0.75	1.00	
税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置の対象者	0.91	1.08	
税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置の対象者	1.08	1.16	
税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く	1.25	1.25	

お問い合わせ先

保健センター内 健康福祉課 介護保険係
☎ 24-7851
役場税務課介護保険係
☎ 24-5112

※日曜日、祝日は前日と同じ
テーマが流れます。

- ▼月曜日 入れ歯の日常管理
- ▼火曜日 のどが詰まった感じ
- ▼水曜日 脳血管障害にならないために
- ▼木曜日 勃起不全(ED)で
- ▼金曜日 お悩みの方へ
- ▼土・日曜日 高齢者のうつ病
- ▼土・日曜日 脱毛と育毛剤

5月

0881-83215266
です。

は 高知保険医協会は県下の医師・
歯科医師約600名で構成された団
体です。下記の内容で朝9時か
ら翌朝9時まで、24時間同じテ
マのテープを流しています。健
康テレホンサービスの電話番号



のご案内



Information

くらしの
情報

総務課
24-5111
税務課
24-5112
企画課
24-5113
建設課
24-5114
教育委員会
24-5115
議会事務局
24-7777
産業振興課
24-4647
健康福祉課
24-7851
東部福祉館
24-5440
東部児童館
24-5604
能津支所
24-5141
改良区
24-5202
開発公社
24-5331

粗大ごみの受け入れについて

日高村では、村民の皆様より多くの要望がありました一般家庭の粗大ごみの受け入れを左記のとおり行います。

今回の受け入れにつきましては、下記の決まりを守り、地域の支え合い、助け合いの精神で所期の目的を達成できますよう村民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

実施日

5月20日(土)・5月21日(日)

の2日間

受入時間

午前8時～午後4時迄

(正午～午後1時の間は昼休み)

受入場所

東洋電化工業(株)日高鉱業所

(能津 本村)

沖名工業団地

(旧高知県瓦協同組合跡地)

※できるだけ東洋電化工業(株)日高鉱業所に持ち込みをお願いします。

沖名工業団地は搬入の利便性を考慮し指定しましたが、事業所や民家も近くにある為、地域の方への配慮や処理の大半を東洋電化工業(株)日高鉱業所に搬送して行う為、二度手間となりますのでご理解ご協力をお願いいたします。

注意事項

○高齢者世帯や障害を持たれていない方などへの支え合い助け合いを地域でお願いします。

○一般家庭から出る粗大ごみに限ります。

○村でのステーション収集は行いません。

○各人で受け入れ場所まで持ってきていただき、金物、木製品、プラスチック類等に分けて、それぞれの指定場所に降ろして頂きます。

○受入先には、搬入されたごみを降ろす機械や人員がいませんので、持ち込み量に応じた、降ろし作業をする方の同伴を必ずお願いします。

○尚、降ろすことが出来ない場合には持ち帰って頂きます。

○家具類等の中には何も入っていない状態にして出してください。

○今回は「粗大ごみ」のみを受け入れます。通常の収集に出せるごみは持ち込まないでください。

※搬入場所を確認しますので、今回の粗大ごみの対象とならないごみがある場合は、持ち帰って頂きます。

※搬入場所を確認しますので、今回の粗大ごみの対象とならないごみがある場合は、持ち帰って頂きます。

※搬入場所を確認しますので、今回の粗大ごみの対象とならないごみがある場合は、持ち帰って頂きます。

※搬入場所を確認しますので、今回の粗大ごみの対象とならないごみがある場合は、持ち帰って頂きます。

※搬入場所を確認しますので、今回の粗大ごみの対象とならないごみがある場合は、持ち帰って頂きます。

◎ 受け入れできるもの (例)

家具、寝具類	ベッド・タンス・応接セット・ソファ・食卓・食器棚 (ガラス戸は、はずしてください)・本棚・ゲタ箱・机・椅子・コタツ・畳・ジュータン等の敷物・アイロン台・アコーディオンカーテン・鏡台・ふすま・障子・布団・毛布など
自転車等	自転車・一輪車・三輪車・乳母車 (ベビーカー)・歩行器・リヤカー・バイク (50cc 以下のものに限定)
農機具関係	耕運機・田植機など
音楽機器類	ピアノ・オルガン・ステレオ・ギターなど
家電製品	食器やふとん等の乾燥機・扇風機・ヒーター 今回受け入れできない家電製品 (受け入れできないもの (例) を確認ください。) 以外で日高村の指定ごみ袋に入らない家電類
その他の金属類等	ストーブやファンヒーター (燃料をのけたもの)・車のオイル・トタン・ドラム缶や一斗缶 (中に何も入っていないもの)・物干し竿や支柱 (金属部分のみ)・瞬間湯沸器・犬小屋 (金属・プラスチック・木製のもの)・カーテンレール・ガスレンジやガスコンロ・脚立・キャビネット・健康器具 (ルームランナー等)・米びつ・ゴルフクラブなど
その他プラスチック類等	衣装ケース・風呂ふた・タライ・クーラーボックス・サーフボード・スキー板・スノーボード・スーツケース・チャイルドシート・釣り竿・すだれ (プラスチック・竹製等)・ビニールプール・ブラインド等

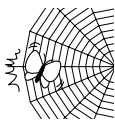
☒ 受け入れできないもの (例)

家電リサイクル法対象品	エアコン (室外機を含む)・テレビ・冷蔵庫 (冷凍庫)・洗濯機 (電気店へ相談してください)
適正処理困難物及びリサイクル法対象品	自動車・タイヤ・消火器 (取り扱い店へ相談してください) 医療系廃棄物等
農業用ごみ	農薬ビン・臭化メチルガス缶・農業用ビニール (取り扱い店へ相談してください)
パソコンリサイクル対象品	パソコン (電気店へ相談してください)
爆発や火災の危険があるごみ	LPガスボンベ (取り扱い店へ相談してください)
有害性のあるごみ	農薬・劇薬類・薬品類等 (取り扱い店へ相談してください)
家の増改築等によるもの	廃材・コンクリート・ブロック・瓦等
事業所ごみ	工場等の事業活動によって出るごみ (処理業者へ)
通常の収集ごみ	通常の収集のごみ、特に不燃ごみで日高村指定のごみ袋に入る「商品ごみ」「プラスチックごみ」「家電品ごみ」などは定期の収集日に出してください。

尚、分別が分かりづらいと思いますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 日高村役場健康福祉課 保健環境係 (保健センター) ☎ 24-7851

実施者：日高村 協賛団体：自治会会長・建設業協会・日高村消防団・中央農業共済組合・日高村社会福祉協議会・日高村老人クラブ連合会・女性の会・青年団・JAコスモス日高支所・日高の川を美しくする会



平成18年度4月1日から児童手当制度が拡充されます

【拡充の内容】 支給対象年齢が、これまでの小学3年生（9歳到達後最初の3月31日）までから、小学6年生（12歳到達後最初の3月31日）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。

【認定請求の申請が必要になります】 新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、日高村保健センターで、認定請求又は、額改定認定請求の申請が必要となります。（公務員の方は、勤務先へお願いします。）

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日までにおこなってください。特例的な4月1日（また支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

□平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）
これまでに、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、手続きの必要はありません。

上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、手続きが必要です。

□平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）
☆認定請求…これまで、児童手当を受給していない保護者の方
☆額改定認定請求…これまでに、児童手当を受給していた保護者の方

□これまでに、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様
所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要です。

□認定請求書に必要な添付書類
○受給者（保護者）の健康保険証の写し又は、国民健康保険証の写し
○受給者（保護者）の厚生年金の加入番号
○受給者（保護者）の所得証明書（平成17年1月1日に日高村に住所がなかった場合）
（平成17年度と6月末以降の申請の場合は平成18年度の所得証明書）
※所得証明書は、日高村に申告を行っている方は不要です。

お問い合わせ先

日高村保健センター 児童手当担当
☎ 24-7851

児童手当制度の概要（平成18年4月1日～）

○児童手当制度の目的 児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をにう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的にしています。

○児童手当制度のしくみ

①支給対象 12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

②支給手続き 児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月から支給されることになります。（今回の制度改正に係る申請については、特例があります。）

③支給月額

第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円

④支払時期 児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

⑤所得制限限度額 所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定しますが、収入ベースで夫婦と児童2人の世帯の場合の目安は次のとおりです。

自営業の方
596.3万円未満

サラリーマン等の方
780万円未満

↓
18年4月から 780万円未満

↓
18年4月から 860万円未満

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは日高村保健センター（公務員の方は勤務先）へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

扶養親族等の数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1）所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2）扶養親族等が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

次世代の子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を実現するために…

※基本目標に基づき、協議会委員19名・事務局で、年度々において進捗状況の点検・評価等を行っています。
詳しい資料等の必要な方は、左記まで健康福祉課内・次世代育成支援担当まで
☎ 24-7851

目標

日高村次世代育成支援行動計画の基本目標は以下の通りです。

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 子ども等の安全の確保
- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

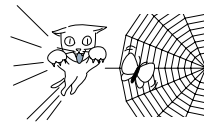
内容

日高村では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき、次世代の子どもの健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を実現するため、平成17年12月に「日高村次世代育成支援対策地域協議会」を設置しました。

本計画はさまざまな分野にわたるため、日高村・健康福祉課が事務局となり、関係部局、関係機関、団体、地域等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図っています。また、この協議会において、次世代育成支援行動計画の進捗状況等の点検・評価を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

（行動計画の実施期間は、17年度から平成26年度までの10年間としています。初年度からの5年間で前期計画とし、前期計画に関する必要な見直しを21年度に行い、平成22年度からの5カ年の後期計画を定めます。）

日高村では平成17年12月に、日高村次世代育成支援対策地域協議会を設置しました。



スクールバスが天ぷら油で走るよ!

みんな、天ぷら油を持って出発式においでよ。

学校給食からの廃食油の回収が始まりました。その廃食油でつくったBDF（バイオディーゼル燃料）でスクールバスの運行をはじめます。小学校や中学校にも呼びかけ、事前に環境の勉強もしながら、子どもたちも参加します。

また、資源環境リサイクルシステムをめざして、日高村の住民が組織する応援団が活動を開始しましたので、その結成を行います。

村民みんなが応援団となって、日高を環境に優しい元気な村にしていきましょう。

多くのみなさんに参加してもらいたいと思います。子どもさんとともに、また、お友達同士で、気軽にご参加ください。当日は、廃食油の回収も行います。おうちに使用済みの油がある方は、持ってきてください。スクールバスの燃料にしましょう。

日時 平成18年5月7日(日) 午前10時～

場所

日高村役場北側駐車場（日下小学校体育館と役場との間）

式次第

- ・村長あいさつ
- ・日高菜の花エコプロジェクトの趣旨説明
- ・キャラクター及び応援団の名称発表及び表彰式
- ・日高エコ・元気応援団長（仮称）のあいさつ
- ・応援メッセージ披露
- ・子どもたちによる給油及びティーブカット
- ・子どもたちによる日高菜の花エコ宣言
- ・スクールバス出発



☆おうちにある使用済み天ぷら油は、ペットボトル等に入れて、当日、お持ちください。

日高村高齢者健康センター

からのお知らせ

利用者層の拡大及び利用時間の延長について

日高村高齢者健康センターは、高齢者施設である

為、おおむね60歳以上を利用者として限定しております

ましたが、介護予防の推進という観点から、平成18年

5月8日(月)から、利用者の制限をなくし、利用時間も

延長することになりました。詳しくは、左記のとおりとなっております。

お気軽に、ご利用ください。

○土・日曜日

13時～19時

○祝日と12月28日～1月3日は、休館日といたします。

○利用者の制限は、無くします。どなたでもご利用できます。

しかし、高齢者施設であるので、利用の際には、高齢者・障害者の方を優先するようよろしくお願いします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方

1回 500円

尚、右記事項については、平成18年5月8日(月)からといたします。

○利用料

○60歳以上の村民

1回 100円

○60歳未満の村民

1回 300円

○60歳以上の村外の方

1回 200円

○60歳未満の村外の方



池野いちび選

○卒業の式に袴で出かけけり
袴の礼装での卒業式。
卒業生にとつては、やはり人生の
一区切りとしての歓喜や感傷や安
堵の思いがこもごとと湧く。また、
家族がこの卒業生を見ての句で
あれ、卒業式に臨む当人が教師で
あつても、それぞれの感慨がある。

鎮西 美緒

○駆けつこの手はパーにして入学児
入学式には新鮮な感激がある。中
でも初めて学校に入る小学校への
入学児は、緊張した中にも喜びを
かくしきれない様子がかわいらし
い。掲句では、手はパーにして、
という措辞がおもしろいし、純真
な子どもの表情がよみとれる。

伊野部哲也

群がりて翔び立つかまへ白木蓮
風に舞ふ落花に切れ目なかりけり

柏井 皓子

春光や並ぶ登校のランドセル
春光や市のトマトも光りをり

北添 正子

春光のさざ波よせる水田かな
春の夢娘はふりむかず去りにけり

高橋十糸子

春光といふくらみの始まりぬ
雪柳一枝添えて回覧板
島田 瞳

春光に鳥語に窓を開け放つ
返す歩に又新たななる花の散る
中村 梅子

春光やクラブの放つ球を追ふ
春光を捕らへて走るランドセル
中山 美根

歩行器を止め春光の中に座す
満開の花を映して水流る
南部記代子

春光を波に遊ばせくり返す
娘の墓の垣間に小さきすみれ草
橋詰登志子

靴音が靴音を追ふ朧の夜
この字を誉められて進級す
浜田 博子

春光をゆらゆら揺らす池の鯉
春光に犬とじやれ合ふ母子かな
濱田 幸

納品のついでに登る花の山
想い出は秋葉の枝垂れ櫻かな
森下 花子

春光をけちらしてゆく耕耘機
春の田へ勢いて走る水の音
門田のぶ子

春光の目高の目玉光けり
春寒し明日は予約の検診日
川瀬 晴恵

花筏背鰭が分けてゆきにけり
春愁や人形は目をあけて寝る
池野いちび

俳句教室

コスモス

寸評 いちび

○手に抱きし孫も六才卒園す

山中 芳子

卒園して、いよいよ小学校一年生
になります。小さかった頃のことを
思い出しながら、成長された孫をみ
つめています。

○卒園で大きく見える今朝の顔

山中 静江

卒園式の晴れ姿。体も顔もいっそ
う大きく見えるのです。

○満開の紅梅香る誕生日

山本眞知子

白梅の気品に比べて紅梅は優しく
はなやかで、若々しい感じがします。
その紅梅の香る日がおめでたい誕生
日なのです。

○友と行く野路の日溜り犬ふぐり

寺田 信子

犬ふぐりは道端などに群れて咲
く、るり色の小さい花です。俳句は、
このように歩きながらでもすばらし
い句ができるのです。

○なごり雪きれいに舞うて

落ちてくる
山中 照子

春になってから冬のなごりに降る
雪を名残の雪といいます。しずかに
舞いながら落ちてくるのを詠みまし
た。

○レストラン折りひな添へて

お膳くる
藤岡 政子

三月三日の桃の節句の日だったの
でしょう。たのしい会食になったこ
とと思います。

○どこの子も顔輝きて卒業生

山中 憲子

卒業生の元氣な輝くような顔。自
分の家の子だけでなく、どこの子
も」と詠みました。

○なの花が春風にゆれ墓まるり

河村 時子

菜の花の中を通つてのお墓参り。
「墓まゐり」は秋の季語ですが、こ
の句では春です。

○室戸路で歌手のものまね春の旅

吉本 年行

室戸岬へのたのしい春の旅行で
す。マイクをにぎつての歌にも熱が
入ります。

一般住宅にも 住宅用防災(火災) 警報機の設置が 義務付けられ ました!

近年住宅火災による死者数が急増し、そのうち約7割の人が「逃げ遅れ」の理由で命を落としています。このような状況を踏まえ、平成16年消防法改正により全国一律に住宅用火災報知器の設置が一般住宅にも義務付けられました。

施行日

- 新築住宅は平成18年6月1日から設置が義務付けられます。
- 既存住宅は平成23年5月31日までに設置が必要です。

設置場所

全ての就寝の用に供する居室(寝室)が対象です。

- ①平屋建の場合は寝室のみに設置
- ②2階建住宅の場合は2階に寝室がある場合は、寝室と2階の階段に設置
- ③3階建住宅の場合は1階に寝室がある場合は、寝室と3階の階段に設置、1階及び3階又は3階に寝室がある場合は、寝室と1階及び3階の階段に設置
- ④上記①～③に該当しない階で、7平方メートル以上の居室が5以上ある階の廊下(廊下がない場合は階段)に設置

※警報機は、寝室の数に応じて設置が必要です。

概要

- 煙式で、天井又は壁に簡単に取り付けられ、音声や警報音で火災を知らせます。
- 電池タイプとAC100Vタイプがあります。
- ※購入するときは、日本消防検定協会の鑑定合格証が付いているものが安心です。

購入の場所

消防用設備取扱店や電気店またはホームセンターなどで購入できます。消防署員があっせん・販売することはありません。悪質な訪問販売にご注意ください。

問い合わせ先

仁淀消防本部予防係 ☎088-893-3221
全国フリーダイヤル ☎0120-565-911

日下小学校 対面式 学校だより

4月11日(火)に、新しい日下小学校の仲間として、1年生を温かく迎えることをねらいとした対面式がありました。



桜と菜の花で飾られたステージに1年生が上って、在校生のみんなとの対面です。

1年生からは、「よろしくおねがいします!」と元気のよいあいさつがありました。

みんなでいっしょに「さんぽ」を歌って、4年生からすてきなプレゼントがありました。



1年生のみんなの顔もここに、とってもうれしそうです。



最後に、在校生全員のつくるアーチの下を1年生がくぐって、対面式が終わりました。



Village Now

日高村の人口

3月末現在
(前月比)

世帯数 2,446 (+6)
人口 6,161人(-9)
男 2,929人(-9)
女 3,232人(±0)

日高村の交通事故 発生状況

1～3月分(3月)

人身事故 14件(7件)
死者 1名(0名)
傷者 17名(11名)

新サービスのお知らせ

また、かねてより利用者の方からご要望をいただいていた、高知新聞も閲覧できるようになりました。どうぞご利用ください。

図書館利用案内

○開館時間
午前10時～午後6時
○休館日 月・祝日
○貸出
ひとり5冊まで、
2週間
☎20-1533

「広報ひだか」全号が読めます!

図書館で、創刊号から現在までの「広報ひだか」が閲覧できるようになりました。「広報ひだか」の創刊は1966年(昭和41年)です。記事の内容や、文章に時代が感じられ、たいへん興味深いものです。

机からの風景 ～コスモス文庫より～

日高村立図書館にない本を、県内すべての公立図書館から借りられるようになりました。お申込みをいただくと、県立図書館の本なら翌週の水曜日、その他の図書館の本は翌々週の水曜日に届きます。返却も日高村立図書館でできます。送料はすべて県立図書館負担ですので、ご負担の必要はありません。どしどしご利用ください。おさがしの本がどこの図書館にあるのか、また、本が特定できなくてもお気軽に日高村立図書館までお問い合わせください。

県内すべての図書館の本が借りられます!